

高第624号
令和元年 9月13日

各軽費老人ホーム施設長 様
(岐阜市内所在施設を除く)

岐阜県知事 古田 肇

消費税率の引き上げに伴う軽費老人ホームの生活費上限額の
改定について (通知)

軽費老人ホームの利用料等のうち生活費(食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。)については、平成27年2月19日付け高第934号「消費税率の引き上げに伴う軽費老人ホームの生活費の上限額の改定について(通知)」により当県における上限額を改定通知したところです。

このたび、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることを踏まえ、当県における上限額を別紙のとおり改定しますので通知します。

なお、軽減税率の影響を鑑み、別紙上限額の範囲内で、各施設において月額を設定して差し支えないことを申し添えます。

担当所属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課施設整備係		
担当係長	榎 田	担当者	林
電話番号	058-272-1111 (内線 2601)		
FAX 番号	058-278-2639		

【上限額の適用時期】

令和元年10月1日以降の利用に係る分から適用する

【上限額の積算方法】

改定後の月額 = 改定前の月額×1.10/1.08（円未満切り捨て）

【軽費老人ホーム（ケアハウス）の生活費上限額（月額）】

地域	1人当たりの額		地区別冬期加算額 (11月から3月まで)(V区)	
	【改定前】 円	【改定後】 円	【改定前】 円	【改定後】 円
甲地	46,090	46,943	2,663	2,712
乙地	43,703	44,512	2,242	2,283